

「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る 美浜発電所の取組みについて

平成30年12月21日
関西電力株式会社

はじめに

平成28年3月11日、第4回原子力関係閣僚会議において「原子力災害対策充実に向けた考え方」が決議されたことを踏まえて、同年3月17日、経済産業大臣から、社会の信頼を得るには、原子力安全対策、原子力災害対策について原子力事業者は「自ら考え」、「自ら取り組み」、「自らの言葉で説明していく」ことが不可欠であり、以下の4項目について原子力事業者の現在の取組状況を速やかに報告するよう要請を受け、同年4月15日、10月20日および平成29年10月31日に報告書を提出しました。

（事故収束活動プラン）

1. 原子力事故収束活動にあたる「緊急時対応チーム」の更なる充実
2. 原子力緊急事態支援組織「レスキュー部隊」の更なる充実

（原子力災害対策プラン）

3. 被災者支援活動にあたる「被災者支援活動チーム」の整備
4. 被災者支援活動に関する取組をまとめた原子力災害対策プランの策定

これら4項目について、現状を本書に取りまとめました。

前回（平成29年10月31日）報告からの主な更新内容については、以下のとおり。

- ・ ICS（インシデントコマンドシステム）の考え方を取り入れた対策本部体制の取組み状況の更新【p.5】
- ・ ICSの考え方を取り入れたCOP（共通運用図）様式の試行状況の更新【p.6】
- ・ 美浜原子力緊急事態支援センターの連携訓練実績の反映【p.16】

弊社は、原子力の安全性向上の取組みに終わりはないとの認識のもと、本書も踏まえ引き続き、関係各所との連携を深めつつ、不断の努力を重ねてまいります。

目 次

第 1 章 美浜発電所の事故収束活動プラン

1. 事故収束活動の体制（「緊急時対応チーム」）	1 ～ 6
2. 事故収束活動に使用する資機材	7 ～ 9
3. 事故収束活動に係る要員の力量	10 ～ 14
4. 原子力緊急事態支援組織（「レスキュー部隊」）	15 ～ 18
5. 事故収束活動プランの更なる充実に向けて	19

第 2 章 美浜発電所の原子力災害対策プラン

1. 避難計画の充実に向けた取組み	20
2. 原子力災害発生時における住民防護措置の概要	21
3. 原子力事業者から国・自治体への通報連絡	22
4. 被災者支援のためのチーム（「被災者支援活動チーム」）	23 ～ 30
5. 原子力災害対策プランの更なる充実に向けて	31

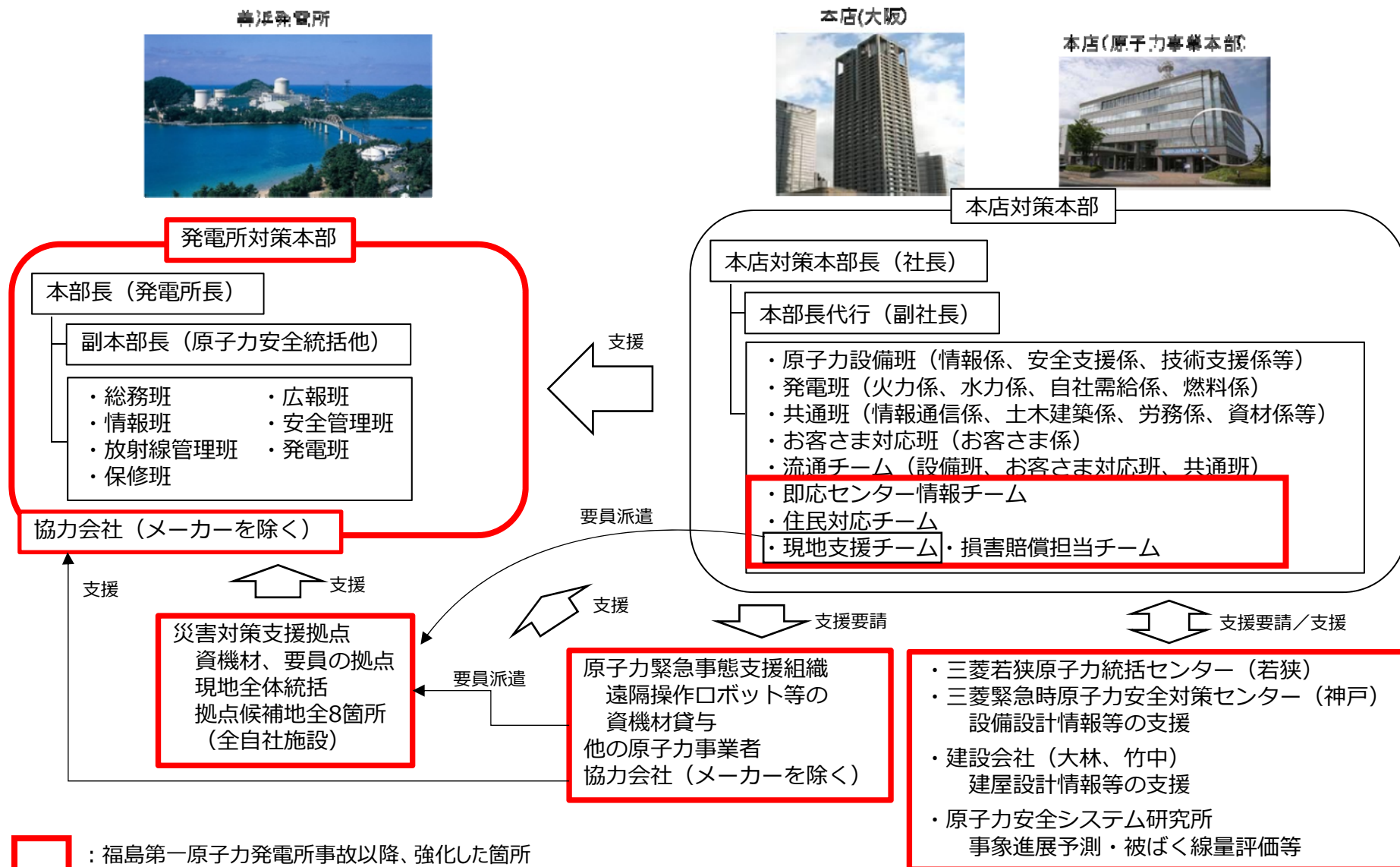
第 1 章

美浜発電所の事故収束活動プラン

1-1. 事故収束活動の体制 <当社の体制>

1

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、事故収束活動の主体である発電所のみならず、本店（大阪、福井県の原子力事業本部）やメーカ体制等も強化し、全社総力をあげて発電所を支援する体制を整えています。



1－2．事故収束活動の体制 <発電所体制>

2

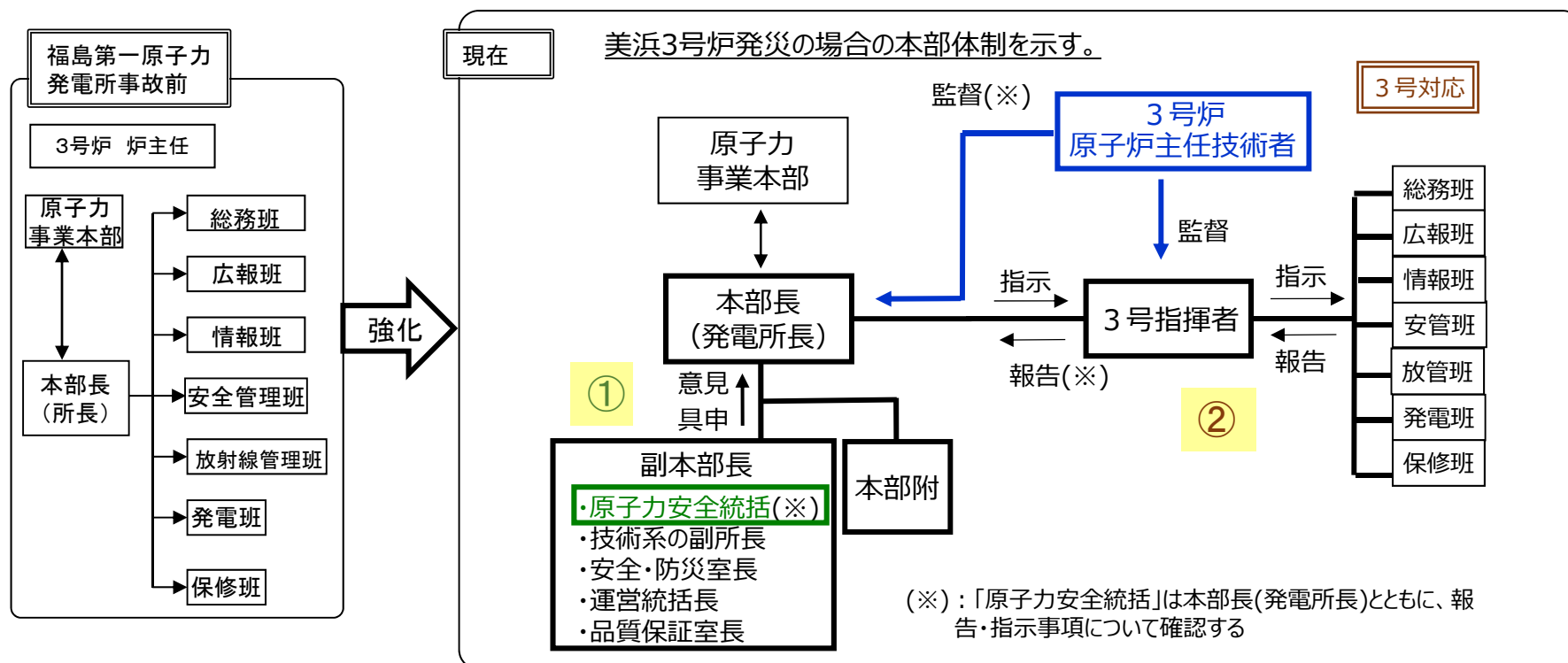
福島第一原子力発電所事故を踏まえ、万一、複数の原子炉で事故が発生した場合でも事故収束を行えるよう発電所の体制を大幅に強化しています。

①【原子力安全統括を配置】

- 所長に次ぐ職位として、原子力安全システム全体を俯瞰する人材を配置。
- 3号炉の指揮者や各班長の報告、原子炉主任技術者の指示などを発電所長とともに確認、対応の方向性、有効性などについて助言・意見具申し、発電所長を支援。

②【号炉毎の指揮者を明確化】

- 3号炉発災時に情報の混乱や事故収束に向けた指揮命令が遅れることのないよう、3号炉の指揮者を明確化。

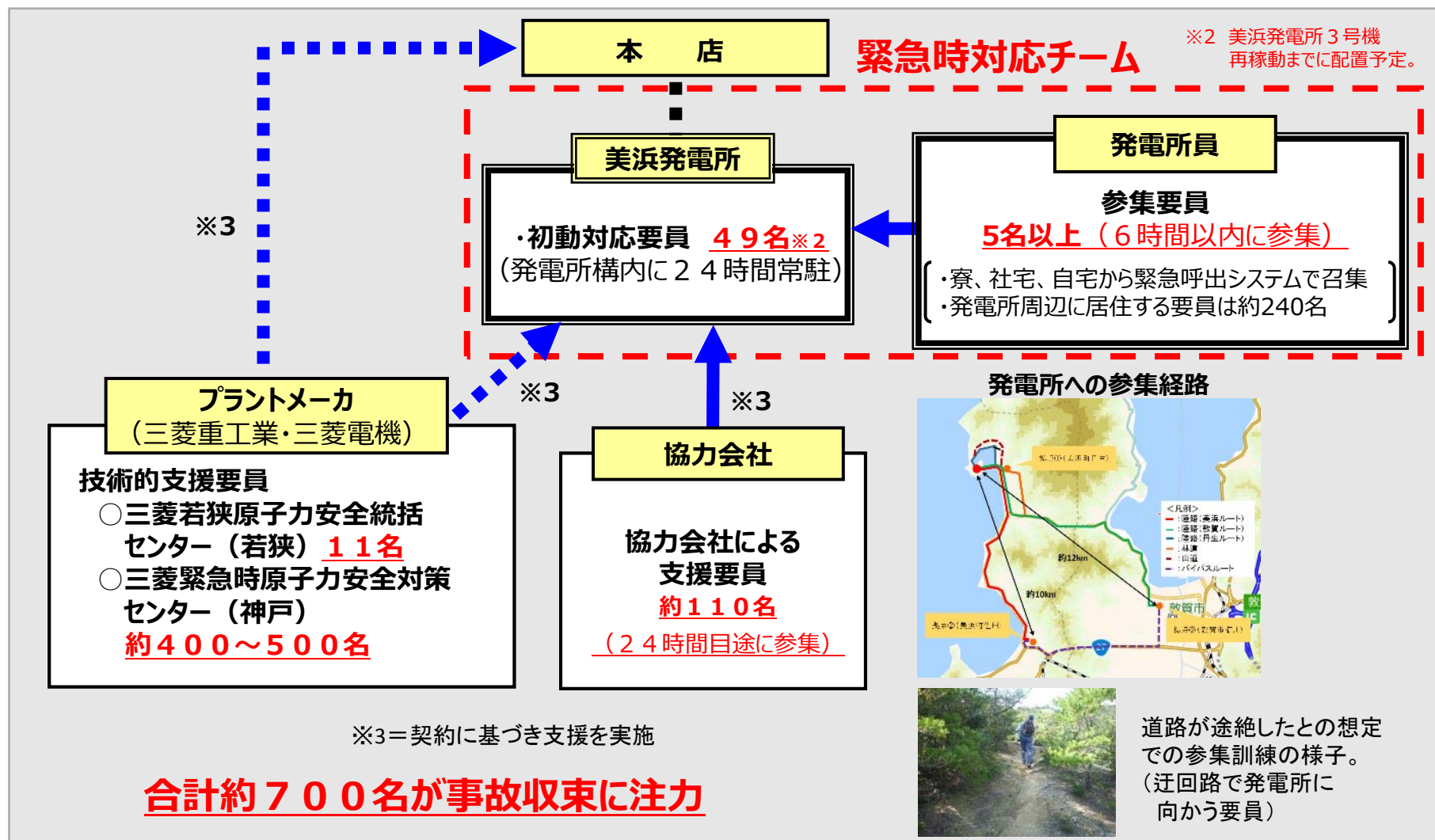


1-3. 事故収束活動の体制 <「緊急時対応チーム」 その1>

3

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、当社発電所では「**緊急時対応チーム**」※1の体制を今後強化していきます。

※1 = 発電所員及び協力会社要員から選定される重大事故の発生・進展・拡大を防止するために活動する要員。



「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき要員、資機材を支援
事業者間の更なる協力関係強化（西日本5社による相互協力協定の締結）を実施

1－4．事故収束活動の体制 <「緊急時対応チーム」 その2>

4

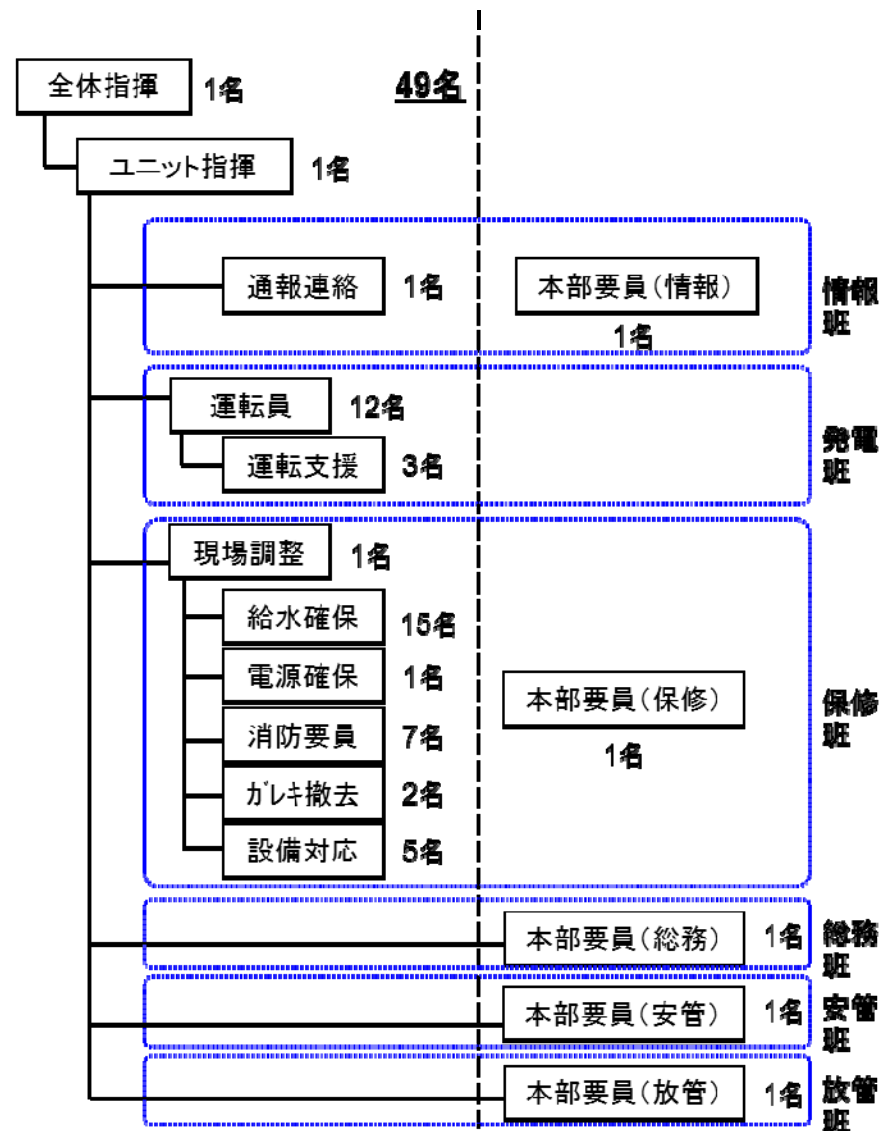
美浜発電所「緊急時対応チーム」の構成人員の役割はそれぞれ定められており、福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ増強された設備等を使用し、それぞれが事故収束に必要な役割を果たします。

重大事故等発生時における初動対応体制※

構成員	要員数	体制	要員の役割
全体指揮者 (副原子力防災管理者)	1名	常駐	・原子力防災組織を統括管理 ・運転員からの連絡を踏まえた重大事故対応の指示 ・AMQに基づく操作チェック(必要に応じ指示)
ユニット 指揮者	1名	常駐	・ユニット(3号機)の統括管理 ・プラント情報の入手および対応の指揮
通報連絡者	1名	常駐	・対外連絡(国、自治体等) ・社員等の要員召集(一斉) ・所外拠点との情報共有(統合ネットワーク)
運転員、 運転支援員	15名	常駐	・事故収束運転操作
現場調整者	1名	常駐	・本部(全体指揮者)との情報連絡 ・現地での作業調整
消防ガレキ給 水電源要員	25名	常駐	・電源復旧、消火活動、ガレキ撤去活動 ・SGへの給水準備等 ・大容量ポンプの配備等
設備対応	5名	常駐	・C充てん／高圧注入ポンプ(自己冷却)ディスタンス ピース取り付け等
本部要員	5名	召集 (8時間 まで)	・原子力災害の発生または拡大を防止するために必要 な業務の遂行

所長(原子力防災管理者)が不在のときは、以下の順位によりその職務を代行する。
副原子力防災管理者および原子力防災管理者の代行順位

順位	副原子力防災管理者
1	原子力安全統括
2	副所長(技術)
3	安全・防災室長
4	運営統括長(1・2号機)
5	運営統括長(3号機)
・	・
・	・



※美浜発電所 3 号機再稼動までに配置予定。

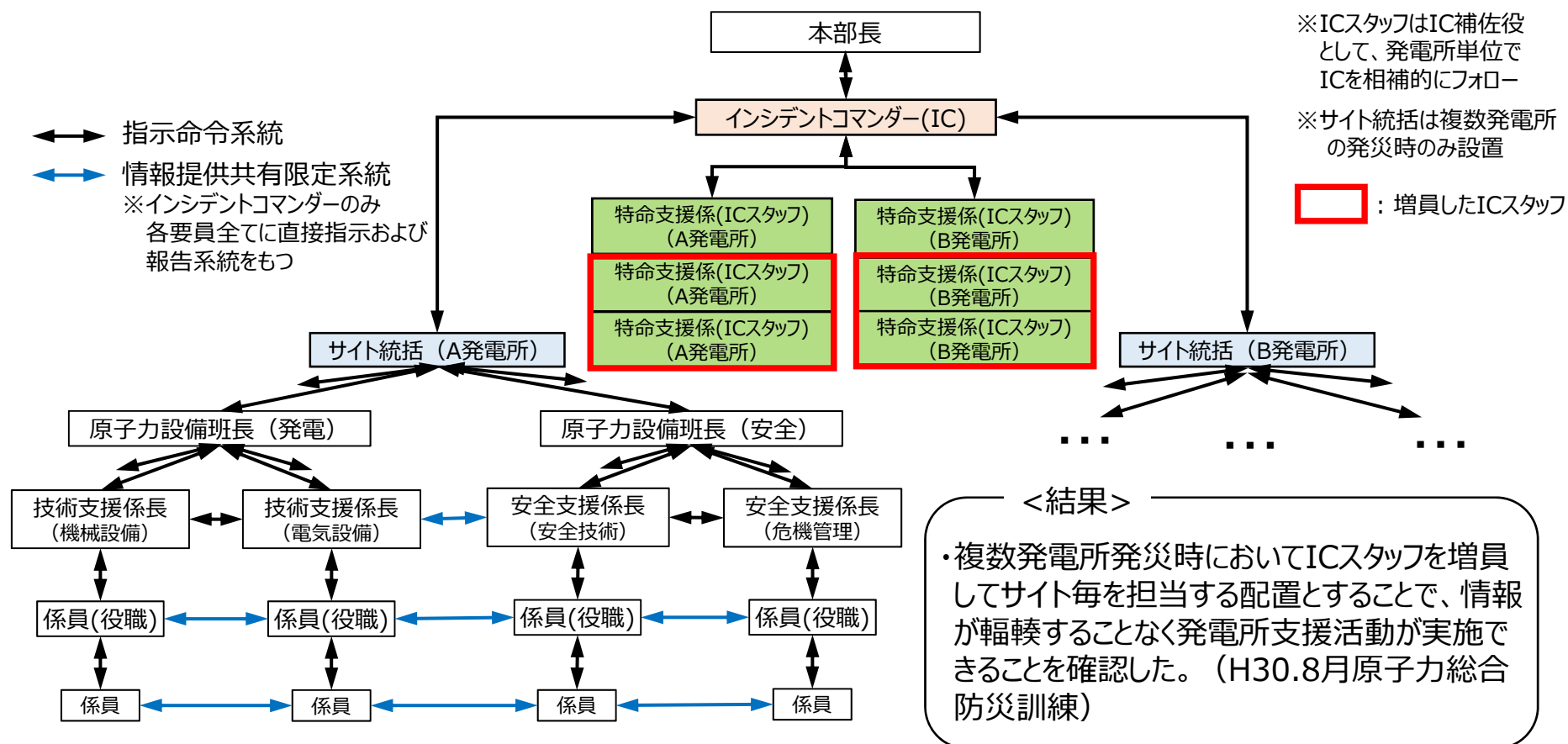
1-5. 事故収束活動の体制＜本店対策本部＞

5

本店対策本部で試行しているICS（Incident Command System）※1の考えを取り入れた「**指揮命令系統の明確化を図った本部体制の改善**」について、H30.1月発電所防災訓練において、その有効性を確認しました。また、H30.8月原子力総合防災訓練では複数発電所発災に対してICスタッフを増員させて有効性を確認しました。今度も、より機能的な改善の検討を進め、さらなる緊急時対応機能の向上に努めます。

※1：1970年代に米国カリフォルニア州で頻発した森林火災への危機対応において問題となった、1人の管理者への報告の集中、通信手段の互換性の欠如、各機関間で使用される用語の相違等の問題に対応するため、**指揮命令系統の明確化、監督限界の設定、専門用語の共通化等**の危機対応活動を定めた緊急時のマネジメントシステムです。

※2：インシデントコマンダーは、本部長への報告・意見具申および指揮命令を一元的に発信する役割を担います。



1－6．緊急時対策本部運営機能の充実

6

ICS※1の考えを取り入れた「**COP（Common Operating Picture：共通運用図）導入による情報共有の改善**」を試行し、発電所防災訓練において、その有効性の確認をしています。

今後も、より機能的な改善の検討を進め、さらなる緊急時対応機能の向上に努めてまいります。

※1：1970年代に米国カリフォルニア州で頻発した森林火災への危機対応において問題となった、1人の管理者への報告の集中、通信手段の互換性の欠如、各機関間で使用される用語の相違等の問題に対応するため、指揮命令系統の明確化、監督限界の設定、**専門用語の共通化等**の危機対応活動を定めた緊急時のマネジメントシステムです。

◆ COP（共通運用図）導入による情報共有の改善【試行：H32年度定着目途】

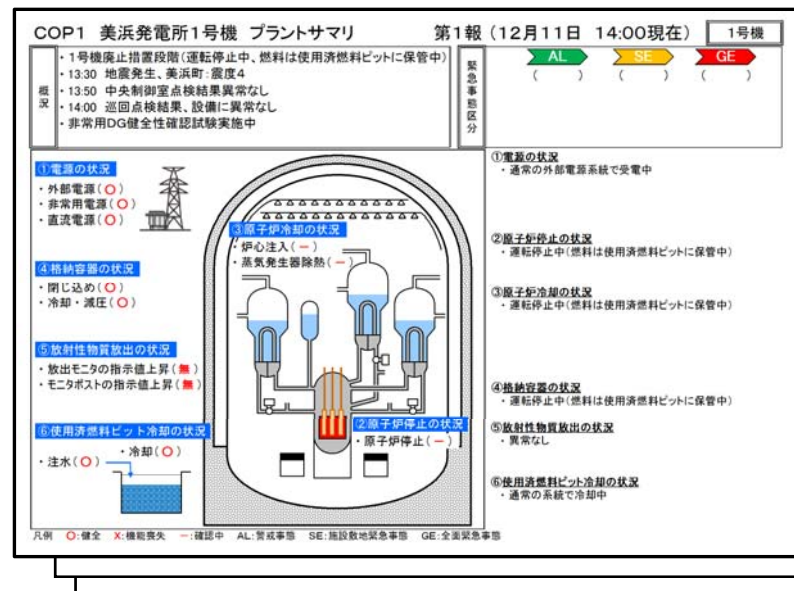
各所の本部長や班長等の指揮者クラスが首尾一貫した意思決定を行うために、絶えず把握しておくべき重要な事項の最新情報を集約するとともに、全要員が現況を把握し、タイムリーな対外打ち出し（プレス含む）のため、各発電所が様式を統一、共通ルール化した共通運用図を用いて情報整理し、迅速な情報共有ができるようCOPを改善しております。

【COPの種類と運用例】

【番号】	【タイトル】	【主なコンテンツ】
・COP1	プラントサマリ	止める、冷やす、閉じ込めるの状態を表示
・COP2	事故収束戦略	対応手段、実施中／準備中の状況表示
・COP3	系統概略図	簡略系統図に○×表示
・COP4	設備状況	設備一覧表に○×表示
・		

<結 果>

COPの事故収束戦略、系統概要図、設備状況など各発電所の様式を統一し、よりの確な情報共有ができることを確認した。（H30.8月高浜・大飯原子力総合防災訓練）



2-1. 事故収束活動に使用する資機材 <発電所の設備・資機材 その1>

7

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、規制基準は大幅に強化されています。

深層防護

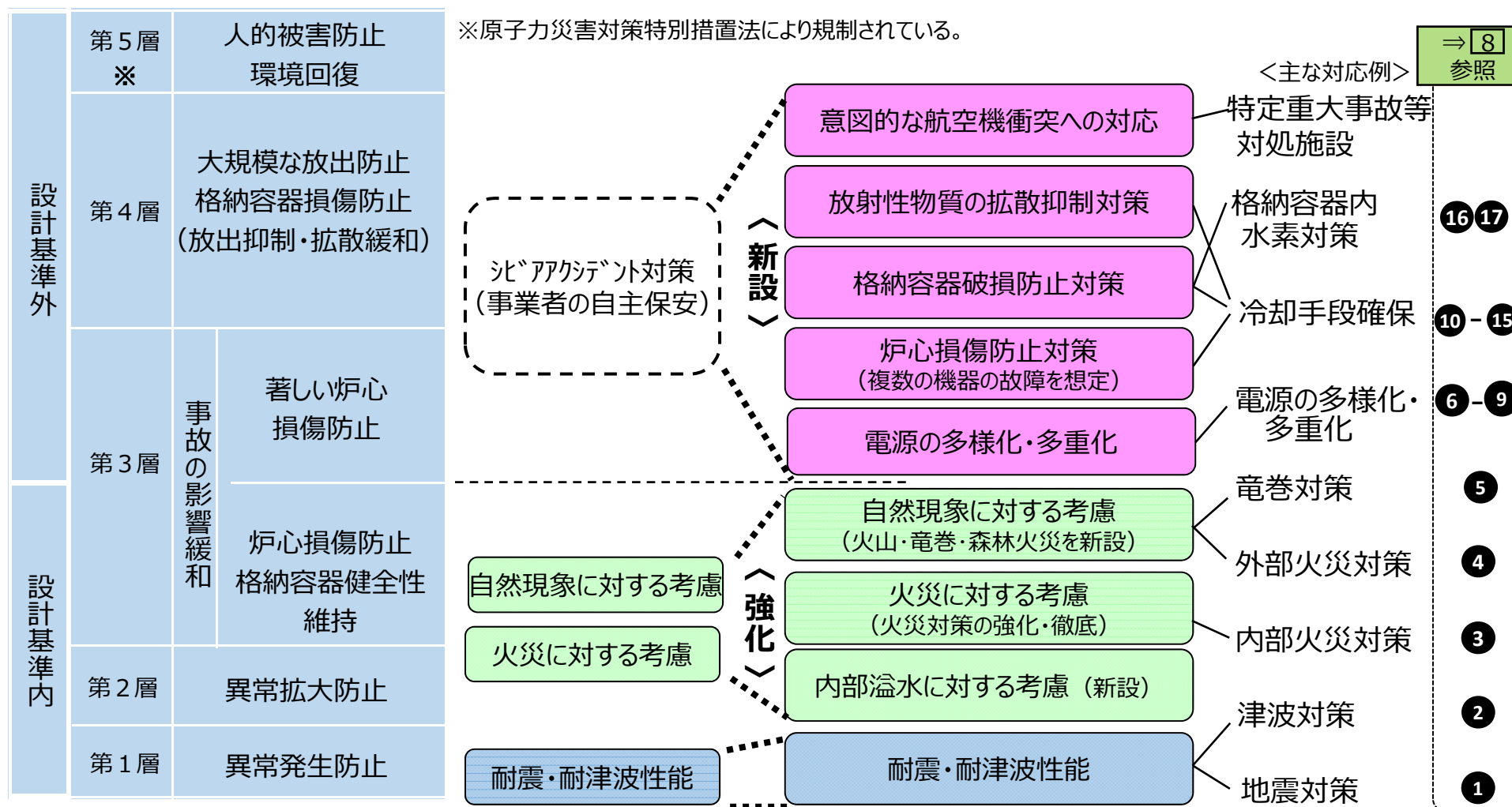
従来の規制基準

新規規制基準（H25.7施行以降）

炉心損傷は想定せず
(単一故障のみを想定等)

シビアアクシデントを防止するための設計基準を強化するとともに、万が一、シビアアクシデントやテロが発生した場合に対処するための基準を新設

※原子力災害対策特別措置法により規制されている。

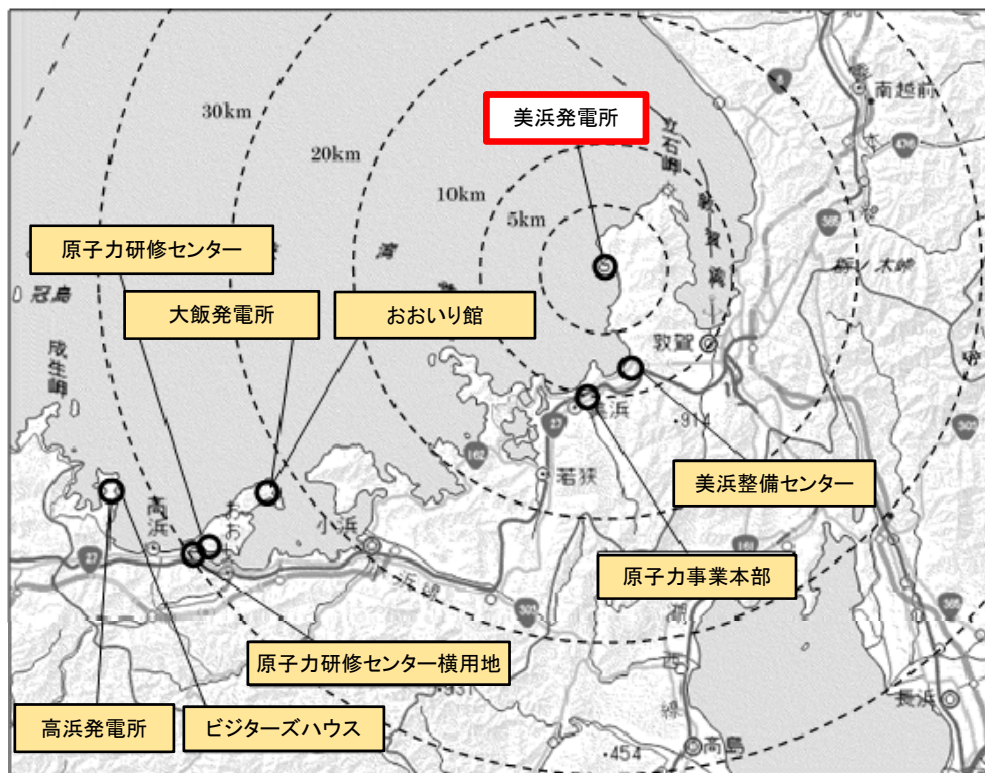


2-3. 事故収束活動に使用する資機材 <発電所外に整備している資機材>

9

発電所の事故収束活動を支援する拠点として、災害対策支援拠点候補地を8箇所設けています。
災害対策支援拠点等に搬入する資機材については、予めリスト化し、数量、保管場所等を管理しています。

<災害対策支援拠点候補地：8箇所>



<美浜発電所原子力事業者防災業務計画で定めている
災害対策支援拠点の資機材リスト（一部抜粋）>

分 類	名 称	数 量	点 検 頻 度	保 管 場 所
計測器類	表面汚染密度測定用サーベイメータ	6台	1回／年	美浜整備センター
	NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	1回／年	美浜整備センター
	電離箱サーベイメータ	1台	1回／年	美浜整備センター
	個人被ばく線量測定器	150台	1回／年	美浜整備センター
	ホールボディカウンタ	1台	1回／年	非発災発電所
放射線障害 防護用器具	汚染防護服	1,000組	1回／年	美浜整備センター
	全面マスク	250個	1回／年	美浜整備センター
	チャコールカートリッジ	2,000個	1回／年	美浜整備センター

発電所対策本部

支援

（発電所からの要請に基づき資機材を供給）

災害対策支援拠点

- ・資機材、要員の拠点
- ・現地の全体統括
- ・拠点候補箇所全8箇所 ⇒ 【左図参照】

資機材搬入

（支援拠点場所選定後）

- ・発電所からの支援要請に応じて、迅速に対応できるよう災害対策支援拠点を立ち上げ
- ・災害対策支援拠点用の**資機材を予め保管・管理している場所から災害対策拠点に資機材を搬入**
（保管場所、資機材名称、数量等の資機材リストについては、原子力事業者防災業務計画に明記し、国へ届出）
- ・また、原子力事業者間協力協定、西日本5社協力協定、若狭原子力事業者間支援も活用し、万一の場合には、**他事業者に対しても資機材の支援を要請**して、発電所への支援に万全を期す体制を構築

3－1．事故収束活動に係る要員の力量（教育・訓練の充実・強化）

10

発電所の重大事故対策要員の対応能力向上を図るため、所員、協力会社要員の役割に応じた教育・訓練を充実・強化しています。

①指揮者（事故時に指揮者となる所長、原子力安全統括、運営統括長他が対象）

- ・知識ベースの教育（事故対策への習熟）

研修会、自学自習用の資料の整備、専門家による講義、研修ツールを用いた学習 など

- ・実践的な訓練（対応能力向上）

机上訓練

訓練シナリオを参加者に事前に通知せず、実動を含む原子力防災訓練



シミュレータ訓練
（非常灯照明下）

②運転員

- ・シミュレータ訓練の内容に、長時間の全交流電源喪失を想定した訓練を追加実施
- ・シビアアクシデント発生時のプラント挙動を可視化するツールを用いた教育の実施
- ・メーカ等専門家による理論研修の実施



可搬式代替低圧注水ポンプの訓練

③緊急安全対策要員

- ・協力会社社員を含め、電源供給、給水活動等の手順の教育を実施
- ・重大事故等発生時を想定した訓練を実施

これら教育・訓練の美浜発電所における平成30年度上期実績は以下のとおりです。

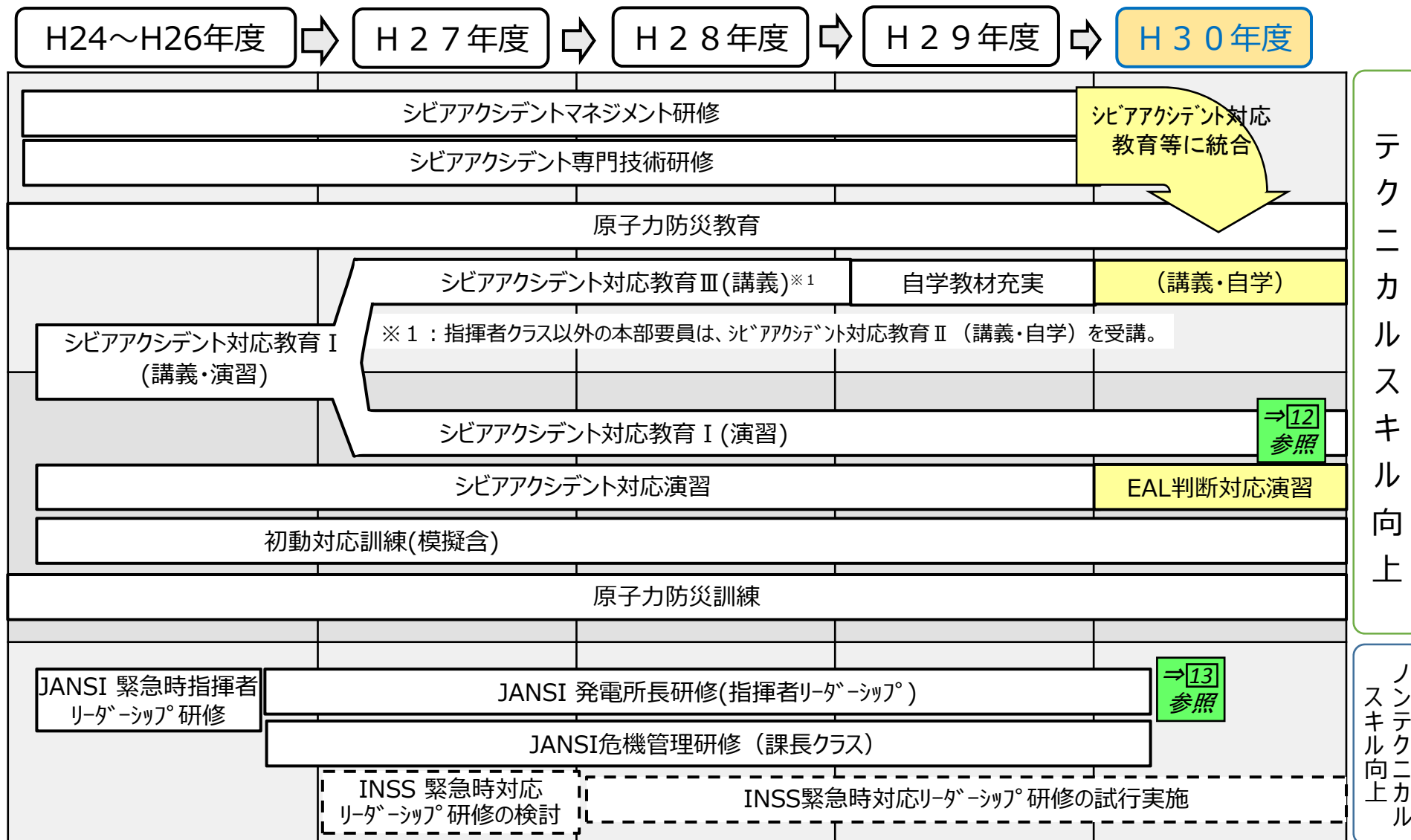
教育受講者数 延べ 約14,000人

訓練回数 延べ 約 350回

3-2. 事故収束活動に係る要員の力量（例：指揮者への教育・訓練項目）

11

事故時に指揮者となる発電所幹部に対して、事故収束手段を判断するために必要な技術的能力(テクニカルスキル)向上に加え、事故対策要員を的確に統率するために必要な緊急時のリーダーシップ能力(ノンテクニカルスキル)を向上させるための教育・訓練の充実・強化も図っています。



3-3. 事故収束活動に係る要員の力量<例：指揮者への教育内容 その1> 12

指揮者のテクニカルスキル※向上のための教育・訓練の充実・強化

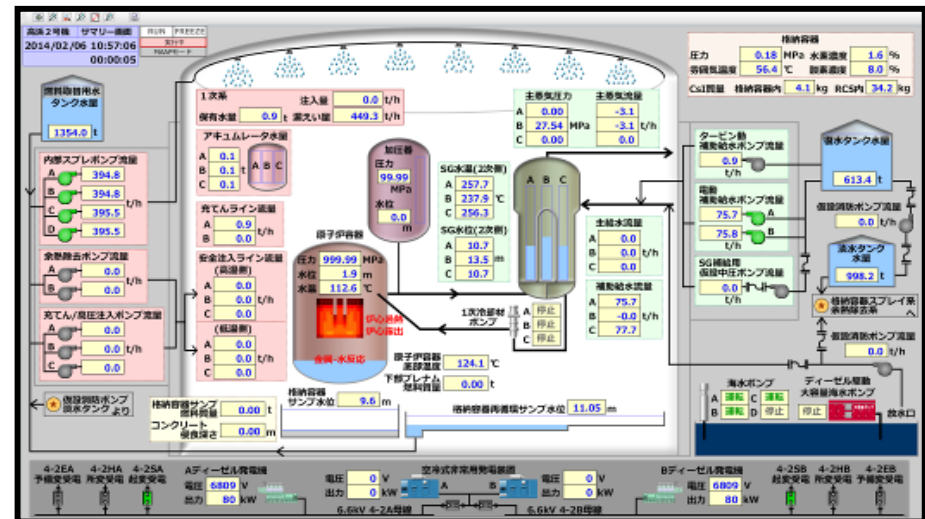
※：テクニカルスキルとは、「業務に直結した技術的知識、技量」を指します。

事故発生時のプラント状況を把握し、使用可能な手段を用いて事故を収束させるため、必要な技術的能力を向上させるための教育・訓練を実施しています。

プラント挙動可視化ツールによる研修の充実

シビアアクシデント対応に関する研修として、以下の研修や机上演習等の実施により、事故事象に対する理解、知識の向上を図っています。

- ◆事故の挙動や対応操作について、教育資料やマニュアルを用い、口頭説明を主体とする形態の研修（H25年度から開始）
- ◆プラント挙動の解析が可能なコンピュータを活用し、重大事故時の事象進展や対応操作によるプラント挙動等を可視化するツールを用いて、事故を模擬した温度や圧力などのパラメータの変化からプラントの状態を把握し、適切な事故収束手段を選択、判断する机上演習（H27年度から開始）



指揮者のノンテクニカルスキル※向上のための教育・訓練の充実・強化

※：ノンテクニカルスキルとは、テクニカルスキルに対する言葉であり、「状況認識」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」など、ヒューマンエラーを避け、安全を確保していくための現場要員が持つべきスキルを指します。

事故時に的確に事故対応要員を統率できるよう、緊急時の指揮者に必要なリーダーシップ能力を向上させるための教育・訓練を実施しています。

事故経験者や消防のノウハウを活用した教育の充実

福島第一原子力発電所事故対応からの教訓や消防の緊急時対応の訓練ノウハウについて、原子力安全推進協会(JANSI)の以下の研修を活用しています。

◆発電所の所長クラスを対象にした指揮者リーダーシップ研修

福島第一原子力発電所事故を追体験し、過酷な環境における状況把握/判断、組織運営、危機管理、使命感等の能力を醸成することを目的とした研修を実施。

事故当時の当直課長や福島第二原子力発電所長から直接話を聴いたり、事故進展・対応状況の振り返りにより抽出した課題(現場最優先の必要性、同時発災時の判断など)について、討議を行い指揮者としての心構え・覚悟を再確認しています。

◆発電所の課長クラスを対象にした危機管理研修

危機管理のノウハウ(リーダーシップ、組織管理、戦略指揮など)を学ぶ研修を消防組織の協力で開発し、消防科学総合センターの施設を借りて実施。

過酷な環境の下、状況を把握し的確に伝達する訓練、コミュニケーション力を高めるノウハウなどを学んでいます。



緊急時対応リーダーシップ研修の試行実施

原子力安全システム研究所(INSS)が開発している緊急時リーダーシップ能力の向上を図る研修を、発電所の指揮者クラスの要員を対象に試行実施しています。

概要：緊急時対策所での対応を模擬したブラインドでの訓練を数名で行い、その中でストレスとなる事象を負荷することにより、緊急時対応におけるノンテクニカルスキルの向上を図っています。



過酷な条件を想定した原子力防災訓練を実施し、事故への総合的な対応能力を検証・確認しています。

美浜発電所 平成29年度 原子力総合防災訓練

平成30年1月19日に1，2号機（廃止措置中）、3号機（定格熱出力一定運転中）のもと、3号機では、地震による全交流電源喪失（原災法第10条事象）および1次冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能（原災法第10条事象）、1次冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能（原災法第15条事象）の発生を想定した原子力防災訓練を実施しました。

発電所においては、管理区域内での負傷者発生を想定した負傷者搬出、汚染除去および応急処置等を実施する「原子力災害医療訓練」、電源を確保するための予備変圧器2次側ケーブルを使用した号機間融通を実施する「全交流電源喪失対応訓練」、美浜原子力緊急事態支援センターが保有する無線操作ロボットを受け入れ、ロボットの遠隔操作する「原子力緊急事態支援組織対応訓練」、緊急事態応急対策等の活動に従事しない者を退避場所へ誘導する「発電所退避誘導訓練」などを実施しました。

本訓練では、シナリオ非提示の状況において、プラント状況の把握、事故対応手順の確認および社内外への通報連絡等について、各所の役割に応じた意思決定および迅速な対応が実施できるかを検証しており、引き続き実効性のある原子力防災体制構築に向け、一層の充実を図っていきます。



号機間融通を操作を行う要員



無線操作ロボット操作の様子



発電所 緊急時対策本部



負傷者のサーバイを行う放管員



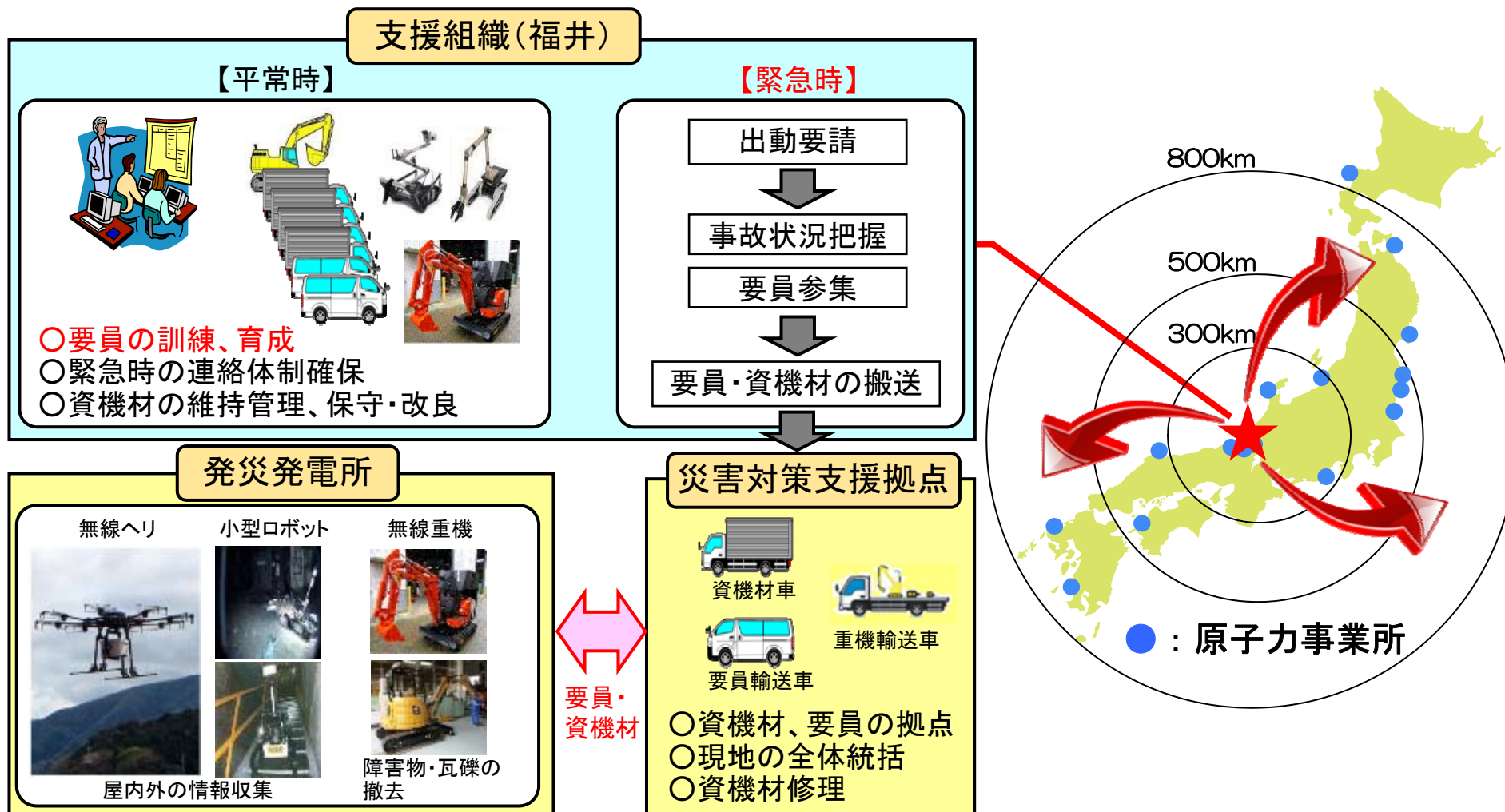
発電所内避難所での確認作業

4-1. 原子力緊急事態支援組織（概要）

15

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、高放射線量下など多様かつ高度な災害対応が可能な世界最高水準の災害対応組織として、事業者が共同で、原子力発電所での緊急事態対応を支援するための組織を設立しています。

必要なロボットや除染設備を配備し、各事業者の要員訓練を実施するとともに、緊急時には、これらの資機材を発電所に向けて輸送し、発災事業者と協業して支援を実施します。

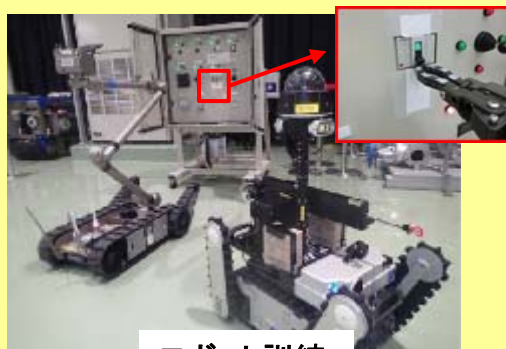


美浜原子力緊急事態支援センターにおけるロボット、無線ヘリ、無線重機の基本操作訓練に加え、事業者の防災訓練に参加し、連携を確認しています。

原子力緊急事態支援センターにおける訓練



ロボット訓練



ロボット訓練



無線ヘリ訓練



無線重機訓練

事業者の防災訓練



発電所内での訓練



支援センター本部との連携

これまでの美浜発電所訓練実績：延べ 80 名
(平成30年 10 月末時点)

美浜発電所への
防災訓練参加実績：3 回※

※H24からの実績

4-3. 原子力緊急事態支援組織（主な資機材、施設概要）

17

美浜原子力緊急事態支援センターには、緊急時に対応する遠隔操作資機材等の集中管理を行うための資機材保管庫・車庫、遠隔操作ロボットの走行操作を訓練する事務棟・訓練施設、無線重機および無線ヘリ等の操作を訓練する屋外訓練フィールドなどの拠点施設が設けられています。

主な資機材



無線ヘリ(高所からの情報収集)



小型・大型無線重機
(屋外の瓦礫等の除去)



ロボットコントロール車



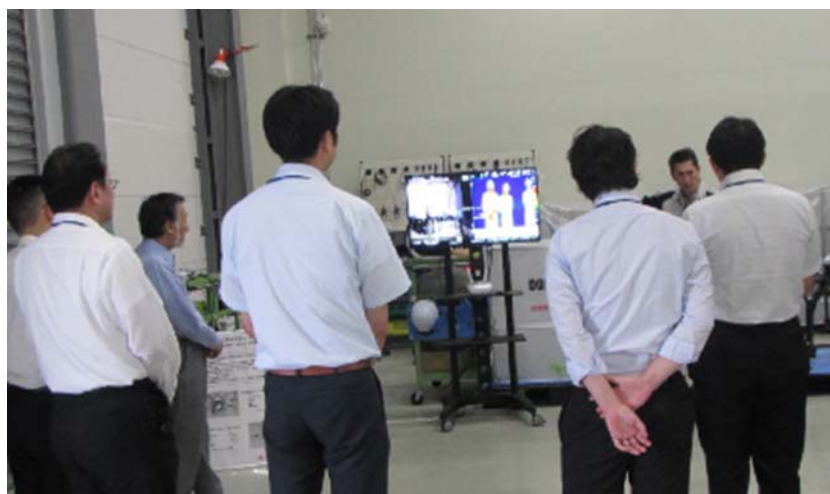
ヘリポート(資機材空輸)



事務所棟 訓練施設



美浜原子力緊急事態支援センターでは、平成29年12月18日以来、約2600名の方々に、ご視察頂いています。視察者からは「原子力に対する安心感が増加した。」とのご意見を頂戴しており、今後も原子力の信頼回復に向けてPR活動を続けてまいります。

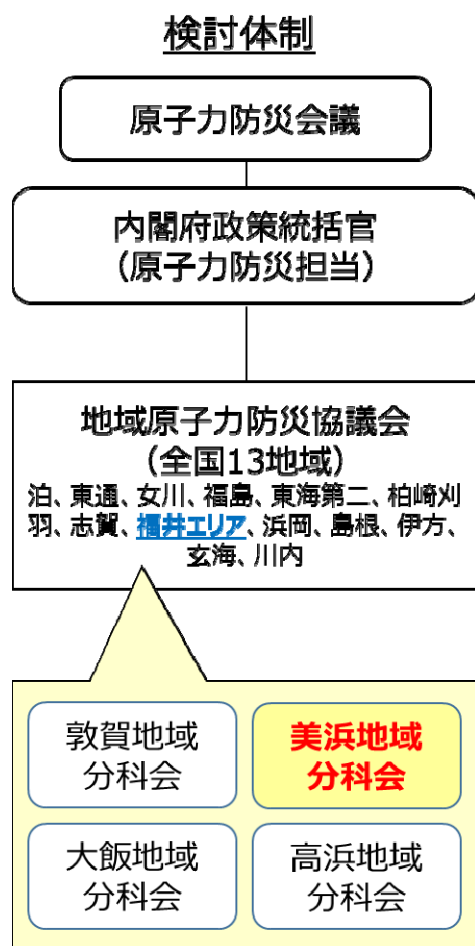


- 事故収束体制については、緊急時対応チームの体制強化に加え、教育訓練を通じて対応能力の向上を図っていきます。
また、事業者間の更なる協力関係強化を目指します。
- 新たな緊急時対策所、テロ等を想定した特定重大事故等対処施設等、設備・資機材の充実に努めてまいります。
- 教育・訓練については、指揮者リーダーシップ能力向上のための研修の充実、強化を図り、緊急時対応能力の向上に努めてまいります。
- 美浜原子力緊急事態支援センターについては、より実効的な発電所支援に向け、継続的な資機材の操作訓練、性能向上や支援機能の充実に係る検討を進めてまいります。
- ICSを参考とした本店対策本部の要員のコミュニケーション方法の改善や共通運用図（COP）の様式、構成、入力方法の改善など、引き続き、訓練を通じて更なる改善と要員の習熟を図ってまいります。

第2章

美浜発電所の原子力災害対策プラン

各自治体は、国の防災基本計画等に基づき地域防災計画（避難計画）を作成し、避難等の防護措置を実施することとしていますが、避難にあたって府県をまたがる広域的な対応が必要であることから、**地域防災計画の充実に向け**、内閣府が主体となって**各地域の緊急時対応（広域避難計画）**をとりまとめることとしています。福井エリアでは、高浜、大飯地域分科会が既に設置され、美浜地域分科会も今後設置される予定であり、当社も積極的に参画して参ります。



【分科会の位置づけ】

- 国の防災会議の下、地域防災計画の内容充実に向けて、関係省庁とともに支援するため、内閣府が主体となり全国13地域に地域防災協議会を設置。
- 美浜地域に特化して解決すべき課題について、集中協議して成果を得るため、福井エリア地域防災協議会において美浜地域分科会を設置予定。

【参加者】

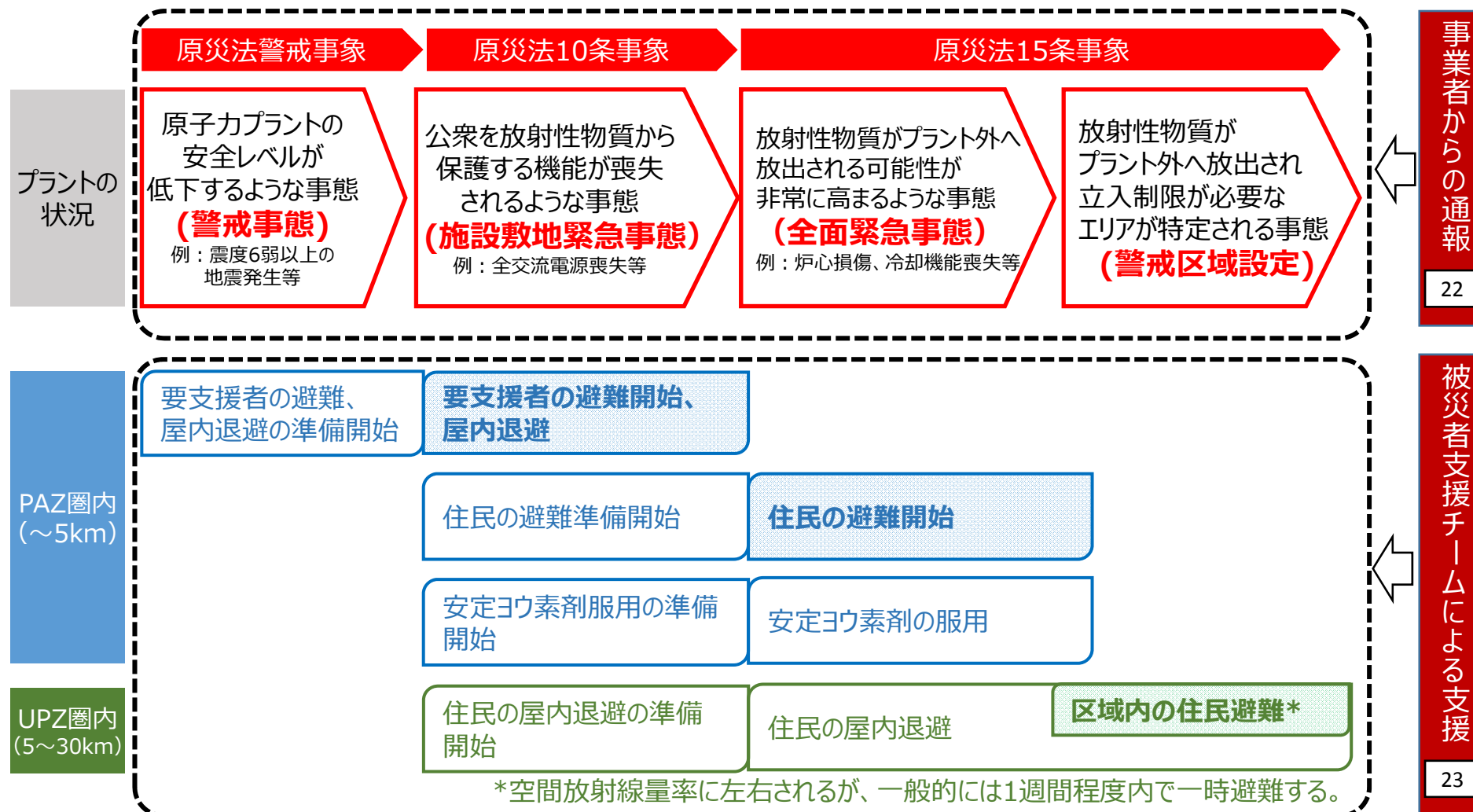
内閣府、エネ庁、福井県、滋賀県、岐阜県、関西広域連合、関西電力（オブザーバー）

2. 原子力災害発生時における住民防護措置の概要

21

原子力災害が発生または発生する恐れのある場合、原子力事業者は、国や自治体に対して速やかに通報連絡を行います。

通報連絡を受けた国は、**発電所の事象の進展や放射性物質の放出状況にあわせた避難等の防護措置の実施を自治体へ指示し、自治体から**住民に対して伝達します。



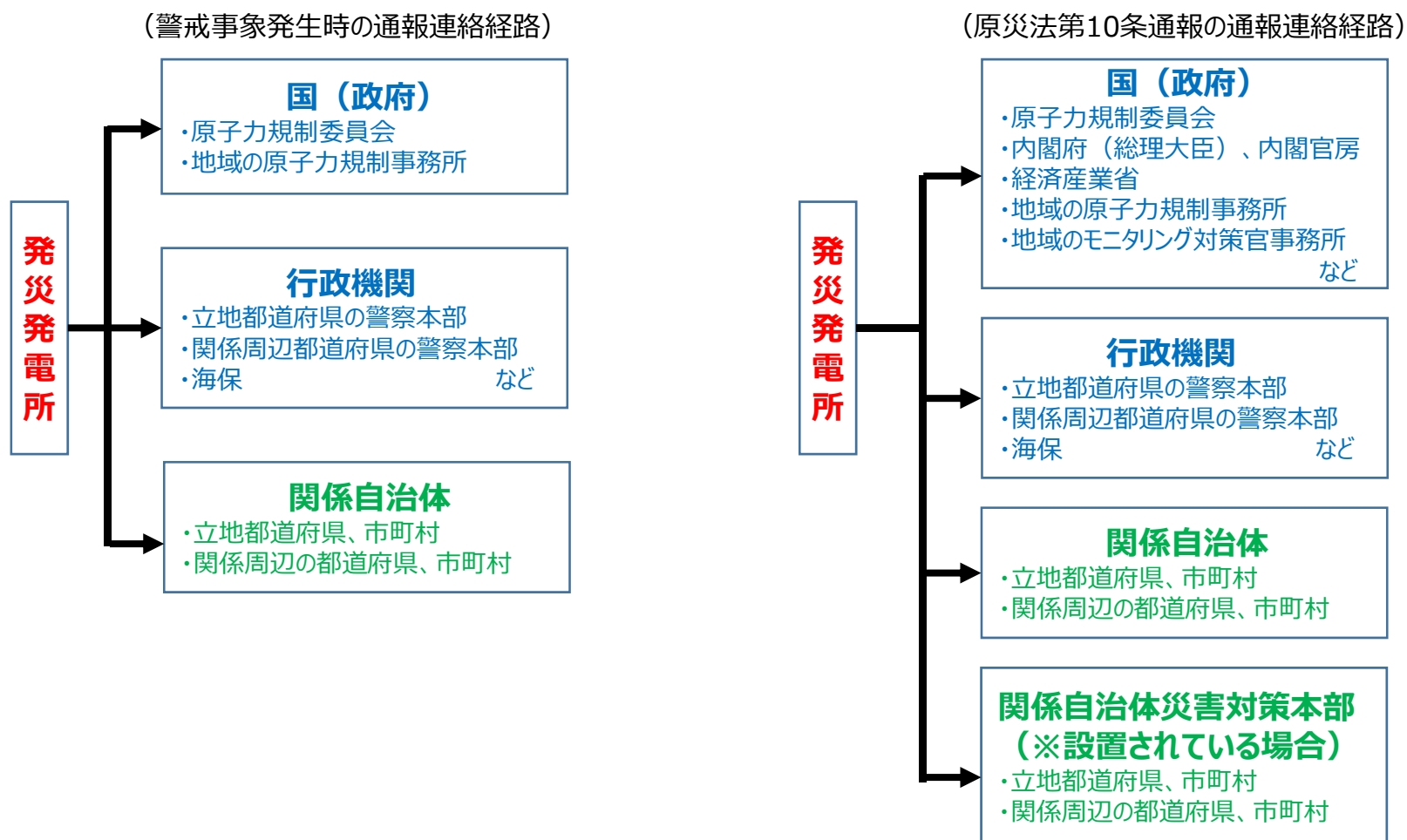
P A Z (予防的防護措置を準備する区域：概ね5 km圏内)

U P Z (緊急時防護措置を準備する区域：概ね5～30km圏内)

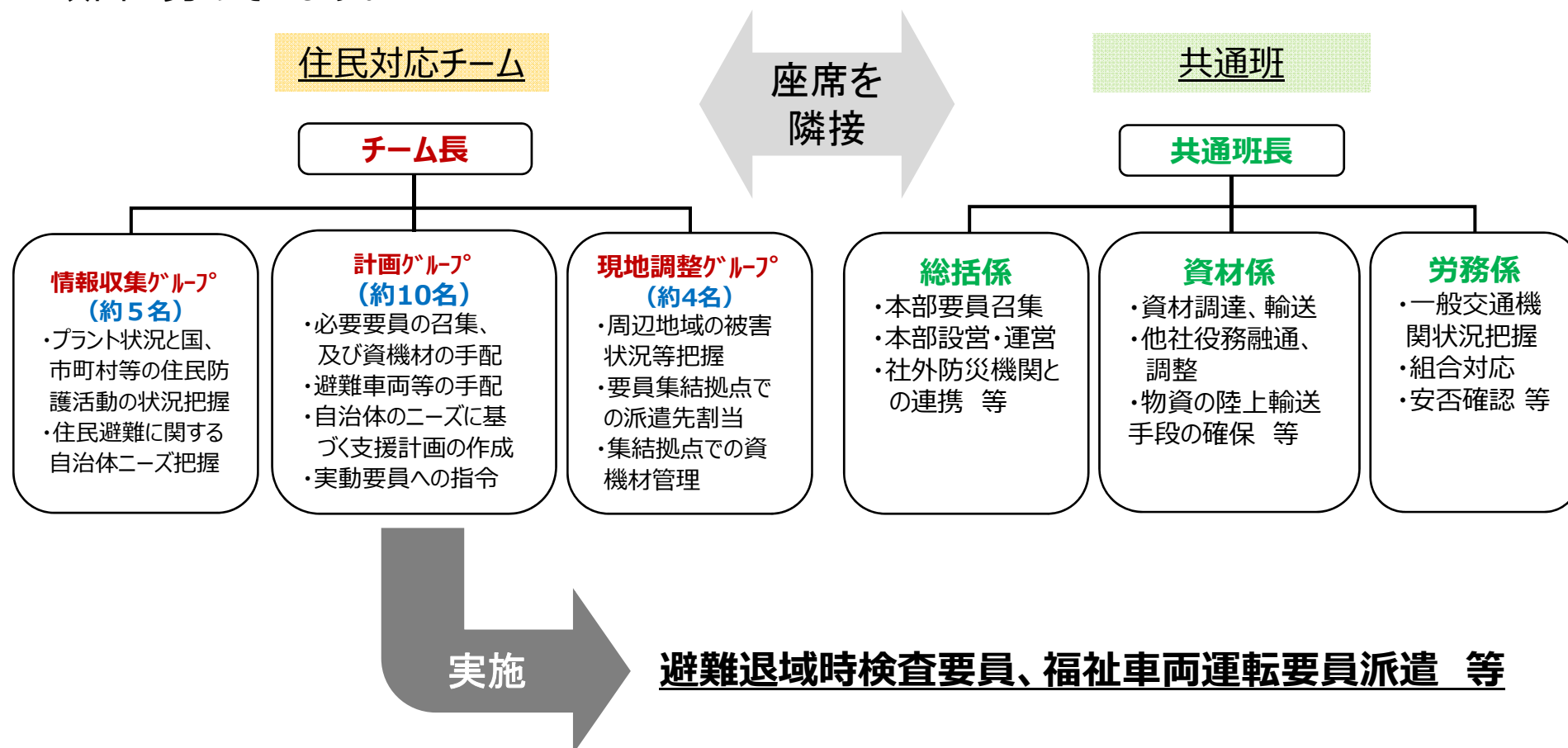
3. 原子力事業者から国・自治体への通報連絡

22

原子力事業者は、原子力災害に至る前の段階から、「**原子力災害特別措置法(原災法)**」に**基づき、速やかに国・自治体等へ通報連絡を実施します**。当社では、いかなる状況でも確実に国・関係自治体等へ通報連絡を行うため、地上回線に加えて**衛星通信手段を確保**しています。



- 各地域の緊急時対応（広域避難計画）に基づいた協力、支援を迅速かつ的確に行うため、当社では本店緊急時対策本部内に「**住民対応チーム**」を設置しています。**住民対応チームも発電所防災訓練に参加し、事前にシナリオを明かさなシナリオ非提示型訓練を通じ、対応を検証しています。**
- これらの対策本部活動上、特に連携が必要となる本店対策本部共通班との導線を確認したレイアウト（座席、資機材）を見直しており、至近の訓練にて効果的であることを確認するなど、改善に努めています。



- ・原子力災害が発生した場合等、発電所周辺に居住されている住民の避難等に対して、**発災事業者である当社としても最大限の被災者支援活動を行います。**
- ・当社は、地域原子力防災協議会に積極的に参画し、自治体の要請に対しては誠意を持って対応し、事業者としての役割を果たして参ります。

【当社の被災者支援活動の例】

項 目	具 体 的 内 容
輸送力に関する協力	バス、福祉車両、ヘリ、船舶等の提供 ※詳細内容は今後設置される地域防災協議会美浜地域分科会で検討予定
避難退域時検査の支援	・要員の支援 ※詳細内容は今後設置される地域防災協議会美浜地域分科会で検討予定 ・原子力事業者間の支援による放射線防護資機材の提供 (不足する場合は非発災発電所より可能な範囲で確保) ※詳細内容は今後設置される地域防災協議会美浜地域分科会で検討予定
その他	生活物資の支援等 ※詳細内容は今後設置される地域防災協議会美浜地域分科会で検討予定



- 原子力災害発生後の避難、一時移転における避難退域時検査の活動等においては、**原子力事業者間協力協定に基づき、放射線防護資機材を最大限提供**します。
- 更に不足する場合は、当社の非発電所から可能な範囲で確保し提供します。



GM管サーベイメータ



タイベックスーツ

【原子力事業者間での支援資機材・数量】

品 名	単位	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	原電	電発※	原燃	合計
汚染密度測定用サーベイメーター (GM管サーベイメーター)	(台)	18	24	102	18	12	66	18	18	36	18	0	18	348
NaIシンチレーションサーベイメーター	(台)	1	2	3	1	1	3	1	1	2	2	0	1	18
電離箱サーベイメーター	(台)	1	2	3	1	1	3	1	1	2	2	0	1	18
ダストサンプラー	(台)	3	4	17	3	2	11	3	3	6	3	0	3	58
個人線量計 (ポケット線量計)	(個)	50	100	150	50	50	150	50	50	100	100	0	50	900
全面マスク	(個)	50	100	150	50	50	150	50	50	100	100	0	50	900
タイベックスーツ	(着)	1500	2000	8500	1500	1000	5500	1500	1500	3000	1500	0	1500	29000
ゴム手袋	(双)	3000	4000	17000	3000	2000	11000	3000	3000	6000	3000	0	3000	58000

※電源開発については、現在建設中の大間原子力発電所燃料装荷以降から資機材の提供を行う。

原子力事業者は、万が一原子力災害発生した場合に備えて**事業者間協力協定**を締結しています。

住民避難等の防護措置への協力については、**他事業者の支援を得て確実に対応します。**

- ・協定内容は、福島第一原子力発電所事故の対応実績等を踏まえ、随時充実化。
- ・平成26年10月より、災害発生時の広域住民避難への対応として、協力事項に「住民避難支援」を明記、避難退域時検査等に対応できるよう放射線測定要員等の派遣や資機材の提供を大幅に拡充。
[要員数：60名→300名、資機材（サーベイメータ）の提供：60台→360台]
- ・「原子力災害対策指針」を反映(※1)し、緊急事態区分の見直しや支援の発動タイミング(※2)を早期化。

※1 緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めたもの。

※2 原子力災害対策指針において、環境放射線モニタリングの開始が原子力災害対策特別措置法第15条から10条へと変更となったため。

平成12年6月
事業者間協定を締結

- 要員：44人
- 提供資機材：
 - ・GM管サーベイメータ
 - ・ダストサンプラー
 - ・モニタリングカー

――福島第一原子力発電所事故――

- ・要員の増員
- ・提供資機材の充実
(放射線防護資機材の提供)

- 要員：60人
- 提供資機材：
 - ・GM管サーベイメータ
 - ・ダストサンプラー
 - ・モニタリングカー
 - ・個人線量計
 - ・高線量対応防護服
 - ・全面マスク
 - ・タイベックスーツ
 - ・ゴム手袋 など

- ・住民避難支援明記
- ・要員、提供資機材の拡大
- ・原子力災害対策指針反映

- 要員数：300人
- 提供資機材：
 - ・GM管サーベイメータ
 - ・ダストサンプラー
 - ・モニタリングカー
 - ・個人線量計
 - ・高線量対応防護服
 - ・全面マスク
 - ・タイベックスーツ
 - ・ゴム手袋 など

平成12年

平成24年9月～

平成26年10月～

事業者間協力協定の実効性をより一層高めるものとして、地理的近接性を活かし、万一の原子力災害発生の際の対応を充実させること等を目的に当社、中国電力、四国電力、九州電力の4社による原子力事業における相互協力に係る協定を締結（H28.4）し、更に北陸電力が参加し、5社による協定を締結（H28.8）しています。

各社の発電所防災訓練における協力要員の派遣等を相互的に実施し、対応能力の更なる向上に向けて検証を進めています。

＜協力内容＞

- ・ **原子力災害時における協力**
- ・ 廃止措置実施における協力
- ・ 特定重大事故等対処施設設置における協力

＜発電所防災訓練事項＞

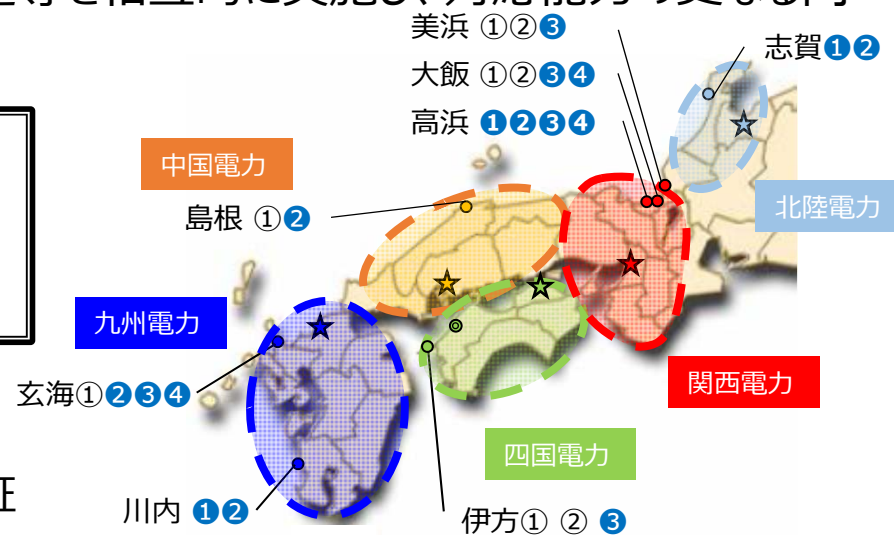
- ・ 避難退域時検査支援の検証
- ・ テレビ会議による原子力部門トップ間の情報共有の検証（CNO会議）、支援要請

＜至近の訓練実績＞

平成30年8月 ・大飯、高浜地域での広域避難訓練（国原子力総合防災訓練）において協定各社による避難退域時検査支援を実施。

・国原子力総合訓練を活用して支援各社とTV会議システムを接続した原子力責任者会議訓練を実施。

これからも継続して他社の訓練にも積極的に参加することで、緊急時の対応能力および相互支援能力の更なる向上に努めて参ります。



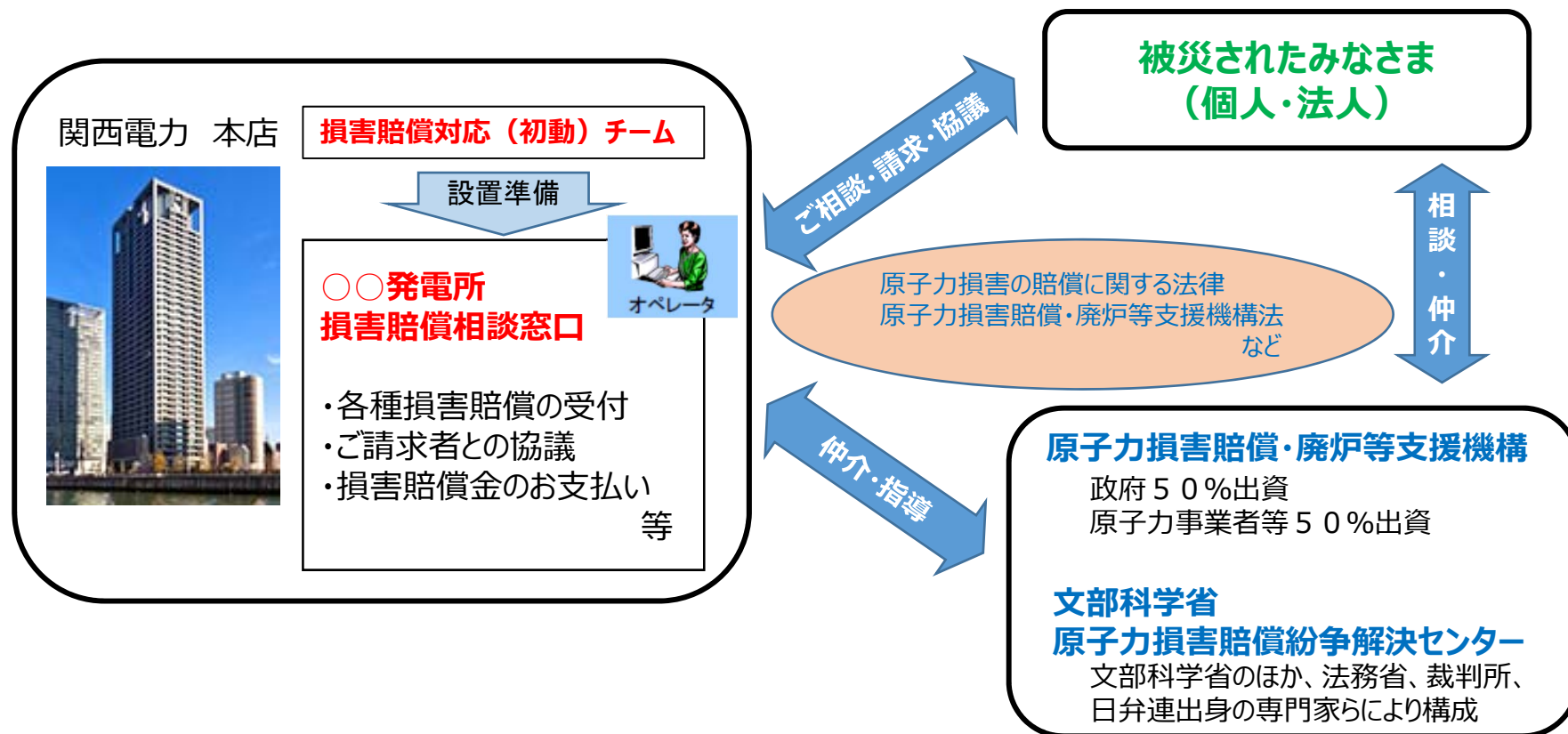
H30.8.25 国原子力総合防災訓練



H30.8.26 国原子力総合防災訓練

- ・ 原子力災害が発生した際は、速やかに「相談窓口」を開設し、住民のみなさまからの様々なお問合せに対して誠意を持って対応いたします。
- ・ また損害賠償への対応については、原子力災害発生後、「損害賠償対応（初動）チーム」により多種多様の損害賠償に対応するための十分な体制を整備した上で、原子力損害の賠償に関する法律等、国の原子力損害賠償制度の枠組みの下で、誠実に対応致します。

（原子力災害発生時の損害賠償対応イメージ）



原子力災害が発生した際に、住民のみなさまの避難に係る協力が的確に行えるよう、**国や関係自治体と連携し、実動要員の訓練を実施しています。**

平成30年度 国の原子力総合防災訓練における広域避難訓練への参加概要

【日時】 H30.8.25～26

【場所】 福井、京都、滋賀（各府県の避難集合場所・避難退域時検査場所・避難所など）

【概要】 大飯発電所3号機および高浜発電所4号機で原子力災害が発生したとの想定で、住民の広域避難訓練を実施。
当社から、社員約200名が、福祉車両やバスといった車両での住民搬送、7箇所で行われた避難退域時検査、避難所運営の各訓練に協力した。
更に避難退域時検査にも他社から支援要員約25名も参加して、車両検査訓練等を実施した。
引き続き国や関係自治体と連携した訓練に参画し、より効果的な住民避難の支援活動について改善を図っていく。



当社福祉車両による要支援者避難訓練



避難退域時検査会場での車両検査訓練

- 今後も関係自治体と連携して、関係自治体や住民の皆さまのニーズを踏まえた、住民避難支援の更なる充実について検討を進めて参ります。
- 地域住民の方々に防護措置の概要や当社の取組みを紹介したパンフレットをご説明し、ご意見をいただきました。今後、関係自治体とも連携し、それらの意見も踏まえたパンフレットを作成し、地域住民の皆さまに広く説明するなどの取組みを行ってまいります。
- 原子力事業者間協力協定の内容充実等、事業者間の連携強化について検討してまいります。
- 継続的に他社の防災訓練にも積極的に参加し、より高度な災害対応ができるよう、取組みを進めてまいります。